

占冠村水資源審議会設置条例・占冠村地下水保全条例・ 占冠村水道水源保護条例への意見回答について

日頃より村政推進につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

平成29年1月18日より意見募集をしておりました「占冠村水資源審議会設置条例」「占冠村地下水保全条例」「占冠村水道水源保護条例」について、ご意見をいただきましたので、下記のとおり回答いたします。

募集期間	平成29年1月18日～平成29年2月7日（21日間）	
意見受付数	1件（12項目）【持参1件、郵送0件、FAX0件、インターネット0件】	
	意見の要旨	村の考え方
占冠村水資源審議会設置条例		
1 ①	占冠村水道水源保護条例第8条に、 審議会は原則公開し審議内容、決定過程等も公文書開示する旨加える。	審議会は原則公開です。 公文書開示については、占冠村情報公開条例によります。
1 ②	占冠村水道水源保護条例第9条に、 村民はいつでも審議会に対し、当審議会に具申できる旨を加える。	審議会開催にあたっては、一定の手続きを経て専門的な審議を行うものであり、いつでも意見を述べるものではないと考えています。 本設置条例では、必要があると認めたときは関係者の意見を聞くことができる条項が設けられています。
占冠村地下水保全条例		
2 ①	第5条、揚水機の吐出口断面で8平方センチメートルと決めるより、揚水量で規制した方が現実的である。 揚水量と排出（下水等）との関係を決め、確実に決められた水質を排出することを決める。 又、水源との関係でポンプ（揚水機）の数の制限もできないか。面積当たりのポンプを決める。	吐出口の断面によることで、揚水量の想定が容易であり、許可に係る判断基準としては適当と考えています。 排出に係る水質基準については、方法等にもよりますが他の法令に従うものとします。 揚水機の数の制限は、ポンプの断面と数によりますが、許可申請時に内容を審査するものとします。
2 ②	第19条、揚水機の大きな、また揚水量で一定（後で定める）以上の水量が使われるおそれがある時は、水源地帯の山林等の伐採を制限する。	地下水の保全上必要があるときは、指導、助言、勧告、命令などの措置を講ずることになっており、条例の趣旨に従い伐採等も含め措置することができると考えています。

2 ③	第25条、26条、氏名等を公表する。	本条例第23条の氏名等の公表によります。
2 ④	附則4、水量測定器の設置に対して応分の費用を行政も持つこと。	該当する井戸を利用する者と別途協議します。
2 ⑤	罰則の項に第12条採取量報告を加える。	罰則の条に第12条を追加しなくても、同様の措置を講ずることは可能と考えています。
2 ⑥	水道の使用量により飲用以外の水は、中水等再利用水を使うことを定める。	地下水の採取について、必要な規制を行う条例となっています。採取者の責務において対応可能と考えています。
占冠村水道水源保護条例		
3 ①	第1条、目的に占冠村のみのことではなく、保護条例は国土の保全、人々の営みに欠くことができない水を守ることを明記する。又、水源保全には森林の持つ重要さに注目し、占冠の山を守ることを明記する。	本条例の骨子は、占冠村の手続きを定める条例であり、村の水道水源を守るための内容となっています。ご意見については理解できますが、広い意味で条文に含んでいると考えています。
3 ②	第2条、水道水源は村の水道に係るだけでなく、一般に使用されている水道にも適用する。	第2条は定義を定めたものです。
3 ③	第5条、あらかじめ使う量において、水源保護地域を指定する。 又、排水にも注目して水質、水量等でも保護地域を指定できるようにする。	指定区域については、取水地点の流域で流域全体（国有林を除く）を保護地域と考えています。
3 ④	追加、地下水はだれの持ち物（水）なのかを、公水論の立場を明確にして、公平な使用につとめることを明記する。	実質公共的な要素が強いものとなっておりますが、かけがえのない水資源を保全するものであり、所有権を明記するものではありません。

<お問い合わせ先>

占冠村企画商工課 企画担当 電話：0167-56-2124